

土木建築部 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. 新型コロナウイルスに対する基本的対策

一般的な状況における感染経路は、飛沫感染、接触感染とされ、空気感染は起きていないと考えられている。

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

本ガイドラインでは、自身の感染予防、職場等での感染拡大防止を実施し、地域を支える市役所業務を継続実施できるよう取り組むことを目標とする。

(1) 自分自身の感染予防

- 1) 健康的な生活習慣（規則正しい生活）
- 2) 手洗い・うがい
- 3) 手指の消毒
- 4) マスク着用
- 5) 三つの密の回避 等

(2) 職場での感染拡大防止

- 1) 机、カウンターなど手が触れる所の定期的な消毒
- 2) 消毒液の設置
- 3) 飛沫防止シートの設置
- 4) 出張・会議・打合せの抑制
電話、電子メール等を活用し、対面での打合せは極力避ける。対面での打合せを行う場合は、マスク着用、手指の消毒、打合せ参加者名簿を作成する
- 5) 非常事態宣言発出など感染拡大期の営業活動自粛要請
- 6) 37.5度以上の発熱、強い倦怠感などの症状がある場合は、職場へ連絡し指示を仰ぐ
- 7) 時差出勤、テレワーク等の実施については、総務課の指示に基づき実施する

2. 土木建築部が管理する施設における感染拡大防止対策

(1) 公園施設における対策

- 1) 感染拡大防止対策ガイドライン掲示
- 2) 注意喚起ポスター掲示
- 3) 非常事態宣言発出など感染拡大期の駐車場・遊具の使用禁止措置

(2) 大里パークゴルフ場

パークゴルフ場の従業員等によって利用者が感染することの無いよう「1. (1) 自分自身の感染予防対策」のほか、以下の感染防止対策を講じる。

- 1) 出勤前スタッフの体調確認（検温）
- 2) 身体的距離の確保
- 3) 会話は対面を避ける
- 4) 感染拡大防止ガイドラインの設置
- 5) トイレ、ドアノブ、テーブル、券売機等の定期的な清掃
- 6) レンタルクラブ、ボール等の備品は、毎回消毒を行う。
- 7) 非常事態宣言発出など感染拡大期には、施設閉鎖を行う。

3. 施工中の建設現場等の対応

(1) 受発注者双方の感染拡大防止対策

- 1) 打合せは、電話、電子メール等を活用し、対面での打合せを極力避ける

電話、電子メール等を活用し、対面での打合せは極力避ける。対面での打合せを行う場合は、マスク着用、手指の消毒、参加者名簿を作成する。

(2) 建設現場での感染拡大防止対策

- 1) 三つの密回避などに向けた取り組み事例等の提供

国土交通省作成の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日改訂版）」等、取組事例を共有し、建設現場での感染拡大防止対策を推進する。

- 2) 従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図る

4. 入札等の手続き

(1) 入札案内資料配布時の対策

- 1) 来庁時のマスク着用
- 2) 資料受取り時間分散の徹底
- 3) 来庁時の営業活動の自粛要請

(2) 入札執行時の対策

- 1) マスク着用
- 2) 手指の消毒
- 3) 座席間隔の拡大（2メートル確保）
- 4) 入札参加者名簿の作成
- 5) 一人ずつの投函（同時投函による密を避ける）